

6. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

行動計画では、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて様々な状況に応じることができるように、想定できる複数の対策を選択肢としてリストアップしておき、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴その他の状況を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

対策の実施や中止時期の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、対応マニュアル等に定める。

個別の対策の末尾には所管を付記している（水色部分）。

所管は、個別の対策のうち一部を担当するものも含む。

所管は基本的には部単位で記載しているが、教育委員会、交通局、水道局、市立札幌病院、消防局については、局単位で記載している。

(1) 未発生期

- ・ 新型インフルエンザが発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国や北海道との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策方針：

- 1) 新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国や北海道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

実施体制

【体制の整備及び国・北海道等との連携強化】

- ・ 庁内における取組体制を整備・強化するために、「新型インフルエンザ対策連絡会議」の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定等を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。【危機管理対策部、保健所】
- ・ 国、北海道、業界団体等と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。【危機管理対策部、保健所】
- ・ 民間事業者等における行動計画、事業継続計画等の策定、新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門家等の養成等を支援する。【危機管理対策部、保健所】
- ・ 自衛隊、北海道警察等と連携を進めるための必要な体制整備を行い、連携体制の確認を行う。【危機管理対策部、保健所】

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

主な情報収集源

- ・ 厚生労働省
- ・ 国立感染症研究所

- ・国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO））
- ・国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人動物衛生研究所
- ・北海道保健福祉部健康安全局
- ・北海道衛生研究所
- ・検疫所

【インフルエンザに関する通常のサーベイランス】

- ・ 毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関（札幌市内：56 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関のうち 13 医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。【保健所、衛生研究所】
- ・ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。【保健所】
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。【保健所、教育委員会、子育て支援部】
- ・ 国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力し、免疫状況の把握に努める。【保健所】

【調査研究】

- ・ 国内発生早期から、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国・北海道等との連携等の体制整備を図る。【保健所】

情報提供・共有

【継続的な情報提供】

- ・ 新型インフルエンザに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。【広報部、保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
- ・ 手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

【体制整備】

- ・ コミュニケーションの体制整備として以下を行う。
 新型インフルエンザの発生に備え、発生状況に応じた情報提供の内容（対

策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては、「対応マニュアル」などにより決定しておく。【広報部、保健所】

一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を整備する。広報担当者を中心としたチーム・班の設置、担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等の詳細については、「対応マニュアル」において定める。【広報部、保健所】

常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。【広報部、保健所】

国が構築するメールや電話等のネットワークツールを活用して、緊急に情報を提供できる体制を整備する。【広報部、保健所】

新型インフルエンザ発生時に、相談に応じるため、コールセンター等の準備を進める。【広報部、保健所】

予防・まん延防止

【対策実施のための準備】

(個人レベルでの対策の普及)

- ・ 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

(地域・社会レベルでの対策の周知)

- ・ 新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者との濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。【広報部、地域振興部、保健所、教育委員会、子育て支援部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】

(衛生資器材等の状況把握)

- ・ 国・北海道などを通じ、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況把握に努める。【保健所】

(水際対策)

- ・ インフルエンザに関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。【保健所】
- ・ 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、

検疫所、北海道その他関係機関との協力・連携について検討する。【保健所】

医療

【地域医療体制の整備】

- 札幌市医師会、札幌薬剤師会、市内中核的医療機関（国立病院機構、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる連絡会議等を設置し、関係者と密接に連携をとりながら、札幌市における医療体制の整備を推進する。【保健所、市立札幌病院、消防局】
- 行動計画のより詳細かつ具体的な内容を「対応マニュアル」において定めておく。【保健所】
- 札幌市の要請に応じて対応した場合における被災補償等、医療従事者が不利益を被らない工夫について検討を行う。【職員部、保健所】
- 国の要請に基づき、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。一般の医療機関には、新型インフルエンザ患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。【保健所】

【国内感染期に備えた医療の確保】

- 国内感染期に備え、以下の措置を行う。【保健所】
 - すべての医療機関に対する、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成要請、その作成支援。
 - 感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（国立病院機構、大学附属病院、北海道立病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備。
 - 入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握。
 - 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについての検討。
 - 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定についての検討。
 - 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供方法の検討。
- 新型インフルエンザの発生に備え、北海道大学病院、札幌医科大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなどの準備を要請する。【保健所】
- 市内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。

また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【消防局】

【ガイドラインの内容の周知、研修等】

- ・ 国が策定する新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの内容について、医療機関に周知する。【保健所】
- ・ 国、北海道、関係機関等と協力し、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。【保健所】

【医療資器材の整備】

- ・ 必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保する。【保健所】

【検査体制の整備】

- ・ 衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する体制を整備する。【保健所、衛生研究所】

【医療機関等への情報提供体制の整備】

- ・ 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。【保健所、衛生研究所】

【抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析】

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。【保健所、衛生研究所】

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】

- ・ 国・北海道における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、札幌市独自に、医療従事者等への予防投与を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。【保健所】
- ・ 新たな抗インフルエンザウイルス薬について、情報収集を行い、国・北海道の備蓄状況を踏まえた札幌市全体の備蓄割合を検討する。【保健所】

【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、新型インフルエンザ発生時における円滑な供給体制の構築、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対する抗インフルエンザウイルス薬の適正流通についての指導に関し、国、北海道

の実施に協力する。【保健所】

ワクチン

【接種体制の構築】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ 「ワクチン接種に関するガイドライン」等厚生労働省が示す接種体制を踏まえ、プレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲や接種順位に係る考え方を整理しておく。

【保健所】

- ・ プレパンデミックワクチンの接種が必要な者の数を把握する。【保健所】
- ・ 国の策定した接種の枠組み、予防接種法上の法的位置づけに基づき、発生時にプレパンデミックワクチンを速やかに接種する体制を整備する。【保健所】

(パンデミックワクチン)

- ・ 国の策定する枠組みに基づき、全市民が、速やかにパンデミックワクチンを接種可能な体制を構築する。【保健所】

国の決定する予防接種法上の位置づけ、枠組みに基づき、予防接種体制を整備する（新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合には、公費での集団的な接種の実施を基本として、接種の役割分担（実施主体、費用負担等）、集団的な接種の実施基準等を整備する）。

国の示すモデル等に基づき、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等や、接種の場所、接種の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について策定する。

国の策定する考え方に基づき、新型インフルエンザ発生後の状況を想定した上で、パンデミックワクチンの接種順位を決定する。

【情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報について情報提供を行う。

【保健所】

【プレパンデミックワクチンの事前接種】

- ・ プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する国の臨床研究等の評価及び評価結果等を踏まえた国の実施決定があった場合、発生時に即時に第一線に対応する医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを未発生期の段階で事前接種する。さらに、国の指示に基づき、プレパンデミックワクチンの事前接種を段階的に拡大していく。【保健所】

【事業継続計画の策定促進】

- ・ 札幌市として、全庁的な新型インフルエンザ対策に係る業務継続計画を整備する。【保健所】
- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。【総合交通計画部、保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、市立札幌病院、消防局】
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザの発生時における弾力的、具体的な対応策について検討する。【総合交通計画部、保健福祉部、保健所、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局】

【物資供給の要請等】

- ・ 国・北海道等と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備について協力する。【保健所、産業振興部】

【社会的弱者への生活支援】

- ・ 市内感染期における高齢者、障がい者等の社会的弱者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを「対応マニュアル」において定める。【総務部、保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

【火葬能力等の把握】

- ・ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備する。【保健所】

(2) 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザが発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策方針：

- 1) 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない場合を想定し、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行い、関係機関等との情報共有を進める。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

実施体制

【体制強化】

- ・海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、市長に報告するとともに、速やかに「対策本部会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国・北海道の動向を踏まえ、札幌市における初動の対処方針について協議・決定する。【危機管理対策部、保健所】
- ・WHO がフェーズ4の宣言を行った場合には、対策本部事務局を設置するとともに、「対策本部会議」を開催し、初動の基本的対処方針について協議・決定する。【危機管理対策部、保健所】
- ・WHO がフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、国が対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断する場合、必要に応じ、「対策本部会議」において、札幌市における初動の基本的対処方針について協議・決定する。【危機管理対策部、保健所】
- ・対策本部は、ウイルスの特性、感染拡大の状況等に応じ、有識者会議における意見を得たうえで、更なる基本的対処方針を決定する。【保健所】

サーベイランス・情報収集

【情報収集等】

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況について、厚生労働省、国立感染症研究所等を通じて必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】
 - ・ ウイルス株に関する情報
 - ・ 疫学情報（症状、症例定義、致死率等）
 - ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

【国内サーベイランスの強化等】

- ・ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。【保健所、衛生研究所】
- ・ 新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、すべての医師に新型インフルエンザ患者の届出を求め、全数把握を開始する²¹。【保健所】
- ・ 新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。【保健所】
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】

【調査研究】

- ・ 国が新型インフルエンザウイルス株を入手した段階で実施予定の、各年齢層等における抗体保有状況の調査に協力する。【保健所】

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 市民・民間事業所等に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本とし、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

【コールセンター等の設置】

- ・ 対応マニュアルに基づき、広報・情報提供のための各相談窓口、コールセン

²¹ 感染症法第12条

- ター等の設置・運営を開始する。【保健所】
- 国が作成したQ & A等を参考に市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等において、適切な情報提供を行う。【広報部、保健所】
- コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。【広報部、保健所】
- 医療機関・医師からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。【保健所】

【情報共有】

- 国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。【保健所、衛生研究所】

予防・まん延防止

【感染拡大防止策の準備】

- 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の措置をとる。
 - 患者への対応（治療・隔離）、患者との濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備。【保健所、市立札幌病院】
 - 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効活用した積極的疫学調査。【保健所】

【感染症危険情報の発出等】

- WHOがフェーズ4を宣言した等、海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合、外務省の発出する感染症危険情報を踏まえ、市民等に対する渡航の延期などについて情報提供する。【国際部、保健所、教育委員会、関係部】

【水際対策】

（検疫の強化）

- 検疫の強化に伴い、国（検疫所を含む）や北海道その他関係機関との連携を強化し、検疫法及び「水際対策に関するガイドライン」、「検疫に関するガイドライン」に基づき、国等が実施する水際対策に協力する。【保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】
- 国（検疫所を含む）や北海道その他関係機関からの要請等に応じて、航空機・船舶において有症者と同乗していた者の健康監視に協力する。【保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

【在外邦人支援】

- ・ 発生国に滞在・留学する市民に対し、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。【国際部、保健所、教育委員会】

医療

【新型インフルエンザの症例定義】

- ・ 国が定めた新型インフルエンザの症例定義に係る情報を、関係機関に周知する。【保健所】

【帰国者・接触者外来の設置等医療体制の整備】

- ・ 以下の措置をとる。

帰国者・接触者外来を整備し、発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。【保健所、市立札幌病院、各区保健福祉部】

帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう札幌市医師会等に協力を依頼する。【保健所】

帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健所】

新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行い、確定診断を行う。【保健所、衛生研究所】

【帰国者・接触者相談センターの設置】

- ・ 以下の措置をとる。

帰国者・接触者相談センターを設置する。【保健所】

発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

【医療機関等への情報提供】

- ・ 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所、衛生研究所】

【検査体制の整備】

- ・ 衛生研究所において新型インフルエンザに対するPCR検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。【衛生研究所】

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

- ・ 国及び北海道における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、流行時の放出方法等についての情報把握を行う。【保健所】

ワクチン

【接種体制】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ 国のプレパンデミックワクチンの接種及びその法的位置づけ等に係る決定に基づき、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て接種を行う。【保健所、各区保健福祉部】
- ・ 接種の実施にあたっては、発生した新型インフルエンザに関する情報、国が予め整理した接種の範囲・順位に係る考え方を踏まえ、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲及び接種順位を決定する。【保健所】

(パンデミックワクチン)

- ・ 国の要請に基づき、全市民が速やかに接種できるよう事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の準備を進める。【保健所】
- ・ 新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合には、公費での集団的な接種を基本とする。【保健所、教育委員会、各区保健福祉部】
- ・ プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まずパンデミックワクチンを、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。【保健所】
- ・ 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者以外の者への接種について、国の決定に従い優先接種対象者、接種順位を周知する。【広報部、保健所、各区保健福祉部】
- ・ パンデミックワクチンが供給が可能になり次第、国の要請に基づき、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。【保健所】

【情報提供】

- ・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報について積極的に情報提供を行う。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

【モニタリング】

- ・ プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種開始に伴う接種実施モニタリング、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析に協力するとともに、評価等に関する情報収集を行う。【保健所】
- ・ ワクチン接種が終了した段階における、国が行うモニタリングに関する総合評価に協力するとともに情報収集を行う。【保健所】

社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう、要請する。【総合交通計画部、保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局】
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた準備を行うよう、要請する。その際、当該事業継続のための具体的な対応策を速やかに検討し、周知を行う。【総合交通計画部、保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局】

【遺体の火葬・安置】

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保するよう準備を行う。【保健所】

(3) 国内発生早期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 札幌市内で新型インフルエンザ患者が発生していない状態。
- ・ 北海道内で新型インフルエンザ患者が発生している場合、北海道内の地域によって発生状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策方針：

- 1) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- 2) 海外の情報に加え、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 3) 新型インフルエンザの患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 4) 市内発生早期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。
- 6) 国内発生早期の段階においても、北海道内における新型インフルエンザ患者発生の場合など、直近での市内発生が予想され、札幌市として早めの対策を講ずる必要があると判断できる場合には、「市内発生早期」における対策のうち可能な対策を前倒しして実施する。

実施体制

【基本的対処方針の決定】

- ・ 国内発生早期に入ったことを市民に対し周知するとともに、対策の基本的対処方針を決定する。【危機管理対策部、広報部、保健所】

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 厚生労働省等が発表する情報のほか、海外での新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

【サーベイランス】

- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】
- ・ 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ患者の臨床情報を収集する。【保健所】
- ・ 市内の状況をリアルタイムで把握し、国や北海道、市内医療機関等に発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施する。【保健所、衛生研究所】

【調査研究】

- ・ 発生した国内患者について、感染経路や感染力、潜伏期等について、国の積極的疫学調査チーム等による情報収集・分析に協力し、その結果等についての情報収集を行う。【保健所、衛生研究所】
- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査を速やかに行い、対策に反映させる。【保健所、衛生研究所】

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】
- ・ 個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
- ・ コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

【情報共有】

- ・ 国や北海道など関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、国や北海道が示す対策方針を得つつ、対策現場の状況の伝達に努める。【保健所】

【コールセンター等の充実・強化】

- ・ 国のQ & Aの改定版を参考にし、コールセンター等の充実・強化を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

予防・まん延防止

【感染拡大防止策】

- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、

多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。【保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

医療

【医療体制の整備】

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。【保健所、市立札幌病院、各区保健福祉部】

【患者への対応等】

- ・ 必要と判断した場合、衛生研究所において、新型インフルエンザのPCR検査を行う。すべての新型インフルエンザ患者のPCR検査による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。【保健所、衛生研究所】

【医療機関等への情報提供】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 市内発生早期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【保健所】

【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・ 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、保健所】

ワクチン

- ・ 海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【事業者の対応等】

- ・ 事業者に対し、職場における感染予防策や事業継続に不可欠な重要業務への重

点化に向けた取組を開始するよう要請する。【保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部】

- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。その際、当該事業継続のための対応策を速やかに検討し、周知を行う。【総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、市立札幌病院、消防局】

【物資供給の要請等】

- ・ 新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への要請、相談窓口の設置等を行う。【市民生活部】

【犯罪の予防・取締り】

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう北海道警察等に要請する。【危機管理対策部、地域振興部】

(4) 市内発生早期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 札幌市内で新型インフルエンザ患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 市内でも地域によって発生状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策方針：

- 1) 積極的な感染拡大防止策（患者の入院勧告、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・集会の自粛等）をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。
- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外・国内の情報に加えて、市内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザの患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行

うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。

5) 市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

6) パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。

実施体制

【基本的対処方針の決定】

- ・ 対策本部長(市長)は、市内における感染者の発生について発表するとともに、市内発生早期に入ったことを宣言する。【危機管理対策部、広報部、保健所】
- ・ 対策本部において、国・北海道の対策等を踏まえ、有識者会議の意見を取り入れながら、対策の基本的対処方針を決定する。【危機管理対策部、保健所】

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 厚生労働省等が発表する情報のほか、海外での新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

【サーベイランス】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】
- ・ 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ患者の臨床情報を収集する。【保健所】
- ・ 市内の発生状況をリアルタイムで把握し、国、北海道、医療機関等に発生状況を迅速に情報提供する等、必要な対策を実施する。【保健所、衛生研究所】

【調査研究】

- ・ 厚生労働省・国立感染症研究所とウイルス株の同定・解析に関して協力を行い、症例定義等について情報共有等を行う。【保健所、衛生研究所】
- ・ 発生した市内患者について、感染経路や感染力、潜伏期について、国の積極的疫学調査チームによる情報を収集・分析に協力し、その結果等を対策に反映させる。【保健所、衛生研究所】
- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査を速やかにを行い、対策に反映させる。【保健所、衛生研究所】

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】
- ・ 特に、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
- ・ コールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

【情報共有】

- ・ 国・北海道など関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有を強化し、国・北海道が示す対策方針を迅速に得つつ、対策現場の状況の伝達に努める。【保健所】

【コールセンター等の充実・強化】

- ・ 国のQ & Aの改定版を参考にし、コールセンター等の充実・強化を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

予防・まん延防止

【感染拡大防止策】

- ・ 市内発生早期となった場合、患者への対応(治療・隔離)や患者との濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。【保健所、各区保健福祉部】
- ・ 医療機関等に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。【保健所】
- ・ 関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、

多数の者が居住する施設等に対し感染予防策を強化するよう要請する。【保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

- ・ 国の示す学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大防止策の実施に資する目安に基づき、業界団体等に対し市民や関係者へ下記要請を行うよう依頼、又は直接市民や関係者へ要請を行う。

学校・保育施設等の設置者に対する臨時休業及び入学試験の延期等。【保健所、教育委員会、子育て支援部】

集会主催者、興行施設等の運営者に対する活動の自粛。【保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部、その他集会・興行所管部】

住民、事業所、福祉施設等に対する手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットの強度の勧奨。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨。【地域振興部、保健福祉部、保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】

事業者に対する職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小。【保健所、産業振興部、観光コンベンション部、各区保健福祉部】

公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策の実施。【保健所、総合交通計画部、交通局】

必要に応じ、市民に対する可能な限り外出自粛。【地域振興部、保健所、各区保健福祉部】

医療

【医療体制の整備】

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を引き続き継続する。必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。【保健所、市立札幌病院、各区保健福祉部】

【患者への対応等】

- ・ 次の措置をとる。

新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。【保健所、市立札幌病院】

必要な場合、衛生研究所において、新型インフルエンザのPCR検査を行

う。すべての新型インフルエンザ患者のPCR検査による確定診断は、市内における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。【保健所、衛生研究所】

医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健所、衛生研究所、市立札幌病院】

【医療機関等への情報提供】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 市内感染期に備え、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請するとともに、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。【保健所】

【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・ 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部】

ワクチン

- ・ 海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【事業者の対応等】

- ・ 事業者に対し、職場における感染予防策や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。【保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部】
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。その際、当該事業継続のための必要な対応策を速やかに検討し、周知を行う。【総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、市立札幌

幌病院、消防局】

【物資供給の要請等】

- ・ 新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への要請、相談窓口の設置等を行う。【市民生活部】

【犯罪の予防・取締り】

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、地域振興部】

(5) 市内感染期

- ・ 市内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 市内でも、地域によって感染状況等が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療提供体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 社会・経済機能への影響を最小限に抑える

対策方針：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であることから、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- 2) 北海道と歩調を合わせ、対策を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるため、最低限の市民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やか

にできるだけ多くの市民に接種する。
8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

実施体制

- ・ 対策本部長（市長）は、国及び市内の流行状況、国の動向及び専門家の意見を踏まえ、市内感染期に入ったことを宣言する。【危機管理対策部、広報部、保健所】
- ・ 対策本部において、国・北海道の対策等を踏まえ、有識者会議の意見を取り入れながら、対策の基本的対処方針を決定する。【危機管理対策部、保健所】

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況、国や他の地方公共団体等の対応について、引き続き厚生労働省・国立感染症研究所等を通じて必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

【サーベイランス】

- ・ 全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握については、国から都道府県ごとの対応となることから、北海道と連携を図り、全数把握の継続・中止等について検討を行う。【保健所】
- ・ 学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】
- ・ 新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健所、衛生研究所】
- ・ 引き続き、市内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施する。【保健所、衛生研究所】

【調査研究】

- ・ 引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析の成果を対策に反映させる。【保健所、衛生研究所】

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】
- ・ 引き続き、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
- ・ 引き続き、コールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供に反映する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

【情報共有】

- ・ インターネット等を活用し国や北海道が示す対策方針等の情報を得る、市内における流行や対策の状況を伝達するなど、関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。【保健所】

【コールセンター等の継続】

- ・ 国のQ & Aの改定版を参考にし、コールセンター等を継続する。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

予防・まん延防止

【感染拡大防止策】

- ・ 国の示す学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大防止策の実施に資する目安に基づき、業界団体等に対し市民や関係者へ下記要請を行うよう依頼、又は直接市民や関係者へ要請を行う。流行が小規模な段階において、国・北海道からの要請があった場合には、一定期間、市内全域で積極的な感染拡大防止策をとることも検討する。

学校・保育施設等の設置者に対する臨時休業及び入学試験の延期等。【保健所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】

集会主催者、興行施設等の運営者に対する活動の自粛。【保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部、その他集会・興行所管部】

市民、事業所、福祉施設等に対する手洗い、うがい、マスク着用、咳工

チケット等の強い勧奨。事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨。【地域振興部、保健福祉部、保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】

事業者に対する職場における感染予防策の徹底。【保健所、産業振興部、観光コンベンション部、各区保健福祉部】

公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策の実施。【保健所、総合交通計画部、交通局】

市民に対する可能な限りの外出自粛。【広報部、地域振興部、保健所、各区保健福祉部】

- ・ 関係機関、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、施設における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。【保健福祉部、保健所】
- ・ 医療機関に対し、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その効果を評価した上で継続の有無を決定する。【保健所】
- ・ 市内感染期となった場合、北海道と協議し、患者との濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。【保健所】

医療

【患者への対応等】

- ・ 以下の措置をとる。

北海道と協議し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。【保健所】入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。【保健所】

入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。【保健所】

公共施設等を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。【保健所】

在宅で療養する患者に対し、医師が電話での診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて

て検討を行う。【保健所】

医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、
新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。【保健所】

【医療機関等への情報提供】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

- ・ 国、北海道における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量についての情報収集を行う。【保健所】
- ・ 市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の調査に協力し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要量だけ市内に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、備蓄分の配分等について国・北海道と調整を行う。【保健所】

【在宅患者への支援】

- ・ 関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。【総務部、保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・ 引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、保健所、地域振興部】

ワクチン

- ・ 海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【業務の重点化・継続等】

- ・ 事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう要請する。【保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部】

- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。その際、当該事業継続のための対応策等について、周知を行う。【総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、市立札幌病院、消防局】
- ・ 各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況等を確認し、必要な対応策を速やかに検討し、周知を行う。【総合交通計画部、保健所、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、各区保健福祉部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、市立札幌病院、消防局】

【事業者への支援】

- ・ 新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営安定のため必要と考えられる場合に、実情に応じ適切な対応策を講ずる。【産業振興部、観光コンベンション部】

【物資供給の要請等】

- ・ 新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、国・北海道と連携し、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請する。【保健所、産業振興部】
- ・ 新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、国・北海道と連携し、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等を要請する。【保健福祉局総務部、保健所】
- ・ 新型インフルエンザ流行に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への要請、相談窓口の設置等を行う。【市民生活部】

【社会的弱者への支援】

- ・ 在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）搬送、死亡時の対応等を行う。【総務部、保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

【遺体の火葬・安置】

- ・ 可能な限り火葬炉を稼働させる。【保健所】
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保するよう調整する。【保健所】

【犯罪の予防・取締り】

- ・ 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、地域振興部】

(6) 小康期

- ・ 新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

目的：

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策方針：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象にパンデミックワクチンの接種を進める。

実施体制

- ・ 対策本部は、国の宣言、専門家の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言する。【危機管理対策部、広報部、保健所】
- ・ 体制の縮小等について検討するとともに、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。【危機管理対策部、保健所】

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況、国や他の地方公共団体の対応について、厚生労働省・国立感染症研究所等を通じて必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

【サーベイランス】

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健所、衛生研究所】
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 引き続き、国の宣言を踏まえ、流行が終息方向にあること及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】
- ・ コールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

【情報共有】

- ・ 国や北海道など関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国が示す第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針に関する情報を入手し、現場での状況を把握する。【保健所】

【コールセンター等の縮小】

- ・ 状況を見ながら、コールセンター等を縮小する。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

予防・まん延防止

【感染拡大防止策】

- ・ 国の示す目安を参考とし、流行状況を踏まえ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安を示す。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】

医療

【医療体制】

- ・ 以下の措置をとる。【保健所】
 - ・ 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。
 - ・ 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 国において定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針に基づき、医療機関及び市民等に周知する。【保健所】
- ・ 流行の第二波に備え、札幌市独自に医療従事者等への予防投与を目的とした抗

インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。【保健所】

ワクチン

- ・ 海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【業務の再開】

- ・ 事業者に対し、市内の感染動向を踏まえ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。【保健所、産業振興部、観光コンベンション部、各区保健福祉部】
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な対応を行う。【総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、市立札幌病院、消防局】

【事業者への支援】

- ・ 新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営安定のため必要と考えられる場合に、実情に応じ適切な対応策を講じる。【産業振興部、観光コンベンション部】